

あつとホームらいおん荘 重要事項説明書 (指定共同生活援助)

利用者に対して指定共同生活援助の利用契約にあたり、厚生労働省令に基づいて

当事業所が契約者に説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	株式会社ウェルビー
所在地	茨城県守谷市立沢950-1
電話番号	0297-20-0711
代表者氏名	代表取締役 菅谷 努
設立年月	平成16年3月18日

2. 利用施設

事業所の種類	指定共同生活援助
事業所の名称	あつとホームらいおん荘
事業所の所在地	茨城県守谷市立沢1001-1
連絡先	0297-34-0766
管理者	菅谷 努
サービス管理責任者	加藤 健一
主たる対象者	知的障害者、発達障害者、精神障害者
定 員	20名
開設年月日	平成30年4月1日

3. サービスの目的・運営方針

<p>目的</p>	<p>利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排泄又は食事の介助、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的にを行います。</p>
<p>運営方針</p>	<p>関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな共同生活援助サービスの提供。</p>

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

<p>建物</p>	<p>構造</p>	<p>鉄骨準耐火 地上2階</p>
	<p>敷地面積</p>	<p>1606.48 m²</p>
	<p>の延べ床面積</p>	<p>710.92 m²</p>

(2) 主な設備

室名	かず	室名	かず
居室	20	洗濯室	2
リビング	2	脱衣室	2
トイレ	4	キッチン	2
洗面所	2	浴室	2

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	指定基準
管理者	1名
サービス管理責任者	1名
世話人	3名以上
生活支援員	3名以上

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、配置しています。

(1) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	勤務時間帯 (9:00～18:00)
サービス管理責任者	勤務時間帯 (10:00～19:00)
世話人	勤務時間帯 (午前 7:00～9:00) (午後 15:00～17:00) (夕方 17:00～19:00)
生活支援員	勤務時間帯 (7:00～9:00)・(15:00～16:00) (15:00～19:00)
宿直	勤務時間帯 (19:00～翌7:00)

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
そうだんおよ えんじょ 相談及び援助	りようしゃおよ けいやくしゃ きぼう せいかつ りようしゃ しんしん じょうきょうとう はあく 利用者及び契約者が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、 てきせつ そうだん じょげん えんじょとう 適切な相談、助言、援助等を行います。
しょく じ 食事	しょくじ ていきょう 食事を提供します。
きんせんかんり 金銭管理	きんせん かん えんじょおよ かんり おこな 金銭に関する援助及び管理を行います。
かいご 介護	りようしゃ じょうきょう おう てきせつ ぎじゅつ しょくじ せいよう はいせつ にゅうよく 利用者の状況に応じた適切な技術をもって食事・整容・排泄・入浴 どうせいかつぜんばん えんじょ おこな 等生活全般にわたる援助を行います。
かつどうしえん 活動支援	ちいきぎょうじ さんかそくしん 地域行事への参加促進。 ちいきしょうてん たんどくか ものなど しえん じしゅせい そだ 地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てます。 にっちゅう つうしょじゅさん た りよう ぼあい しょくば つうきん 日中、通所授産や他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する ぼあいとう ていきょうじぎょうしゃ しょくばとう れんらくちょうせい おこな りようしゃ 場合等に、サービス提供事業者や職場等と連絡調整を行い、利用者の かつどう しえん 活動を支援します。
けんこうかんり 健康管理	にちじょうせいかつじょうひつよう どうやく たひつよう かんりきろく 日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理記録を おこな いりょうきかん れんらくちょうせいおよ きょうりょくいりょうきかん つう 行います。また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて けんこうほじ てきせつ しえん おこな 健康保持のための適切な支援を行います。

(2) 介護給付費対象外サービス内容

そのた にちじょうせいかつ つうじょうひつよう ひようおよびりようしゃ ふたん てきとう
 その他、日常生活において通常必要となるものにかかる費用及び利用者に負担させることが適当
 みとめられるひよう べつし てんぷしよるい りようりょうりょうきんひよう とおりひよう ちょうしゅう
 と認められる費用は別紙、添付書類[利用料金表]の通り費用を徴収する。

(3) 第三者評価の実施状況

第三者機関による事業所のサービス評価実施の有無 有 無

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理

責任者が作成し、利用者及び契約者の同意をいただきます。尚、「個別支援計画」の写しは

利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定め

る額）のうち9割が介護給付費対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村か

ら直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の

1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありま

せん。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2)介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照

ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払

ください。

- ・ ゆうちょ銀行による口座引き落とし（毎月25日）

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他事業所との連絡

調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる

場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします

す。また、記録及び情報については契約終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、

市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報

使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関等への連絡等を行います。

<p>利用者かかりつけ医療機関</p>	<p>医療機関名： 診療科： 所在地： 電話番号：</p>
<p>緊急連絡先①</p>	<p>住所： 電話番号： 氏名： 続柄：</p>

きん きゅう れん らく さき 緊 急 連 絡 先②	じゅうしよ 住 所： でんわばんごう 電話番号： し め い 氏 名： ぞく が ら 続 柄：
-------------------------------	--

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

とうじぎょうしよ 当事業所 りようそうだんまどぐち ご利用相談窓口	たんとうしゃ ・担当者 でんわばんごう ・電話番号 たんとうしゃ ふざい ばあい じぎょうしよじむしよ もう で 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
もりやしほけんふくしぶ 守谷市保健福祉部 しゃかいふくしか 社会福祉課	しょざいち いばらきけんもりやしおおかしわ ・所在地 茨城県守谷市大柏950-1 でんわばんごう ちよくつう ・電話番号 0297-45-1691 (直通)
いばらきけんほけんふくしぶ 茨城県保健福祉部 しょうがいふくしか 障害福祉課	しょざいち いばらきけんみとしかさほらまち ・所在地 茨城県水戸市笠原町978-6 でんわばんごう ・電話番号 029-301-3363
うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会	しょざいち いばらきけんみとしせんばまち ・所在地 茨城県水戸市千波町1918 でんわばんごう ・電話番号 029-305-7193

(2) 虐待防止に関する相談窓口

ぎやくたいぼうし かん 虐待防止に関する そうだんまどぐち 相談窓口	たんとうしゃ ・担当者 でんわばんごう ・電話番号
---	--

11. 協力医療機関

いりょうきかん めいしょう 医療機関の名称	もりやけいゆうびょういん 守谷慶友病院
--------------------------	------------------------

しよ 所	ざい 在	ち 地	いばらきけんもりやししたつぎわ 茨城県守谷市立沢980-1	
でん 電	わ 話	ばん 番	ごう 号	0297-45-3311
しん 診	りょう 療	か 科	ないか 内科	

1 2. ひじょうさいがいじ たいさく 非常災害時の対策

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	べつと さだ 別途に定める、消 防 計 画 書により対応いたします。
ぼうさいせつび 防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ じどうかさいほうちき あり ・ ゆう どう とう あり 自動火災報知機 有 誘 導 灯 有 ・ ひじょうつうほうそうち あり ・ スプリンクラー あり 非常通報装置 有 スプリンクラー 有 ・ しつないぼうかせん あり ・ しょうかき あり 室内防火栓 有 消火器 有 ・ カーテン等は防災性能のある物を使用しています。
ひなんくんれん 避難訓練	ていきてき ひなんくんれん ぼうさいくんれん りようしゃ かた さんか じっし 定期的に、避難訓練・防災訓練を利用者の方も参加して実施 します。
ぼうかかんり 防火管理	ぼうかかんりしゃ くにざき こうたろう 防火管理者：國崎 康太郎
ほけんかにゆう 保険加入	じ こ さいがい そな せんがいばいしょうほけん かにゆう 事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

1 3. どうじぎょうしょ りよう さい りゆうい じこう 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

せつび きぐ りよう 設備・器具の利用	じぎょうしょない せつび きぐ ほんらい ようほう したが りよう 事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用くださ い。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償し ていただくことがあります。
きつ えん 喫 煙	ぜんしつきんえん 全室禁煙です。
きちょうひん かんり 貴重品の管理	きちょうひん りようしゃ せきん かんり 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。 じ こ かんり りようしゃ きちょうひん しせつ も 自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持

	<p>ち込まないようお願いします。</p>
<p>しゅうきょうかつどう 宗教活動・</p> <p>せいじかつどう えいりかつどう 政治活動・営利活動</p>	<p>りようしゃおよびけいやくしゃのしそう しんこう じゆう 利用者及び契約者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対し</p> <p>する しゅうきょうかつどう せいじかつどうおよび えいりかつどう 営利活動はご遠慮ください。</p>

平成 年 月 日

指定障害者福祉サービス共同生活援助の提供及び利用開始に際し、本書面に基づき

重要事項の説明を行いました。

事業所名 : あつとホームらいおん荘

説明者職名 : 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス共同生活援助の提供及び

利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所 : _____

氏名 : _____ 印

契約者住所 : _____

氏名 : _____ 印

続柄 : _____